

者などの保護、事業者に対して高年齢者の労働災害防止の取り組みが義務付けられます。詳しくは二次元コードで

☎北海道労働局 ☎011(709)2311

担当工業雇用政策課



市民税課からのお知らせ

①軽自動車税の納税通知書を送付します
4月1日現在の所有(使用)者へ納税通知書を5月中旬に送付しますので、6月1日(月)までに納付してください。また、身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する場合は、減免の対象になります。令和7年度以前に減免を受けた方が軽自動車などを乗り換えている場合や、標識番号(ナンバー)を変更した場合も新たに申請が必要です

②令和8年度個人市民税・道民税・森林環境税 納税通知書の発送日

■給与天引きの方(特別徴収)

5月15日(金)に勤務先宛てに「令和8年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を送付します。勤務先からお受け取りください

■納付書払い(クレジットカード納付可能)、口座振替、年金天引きの方(普通徴収)

6月10日(水)に納税義務者宛てに「令和8年度 市民税・道民税・森林環境税納税通知書」を送付します ※非課税の方には発送しません

③令和8年度課税証明書の発行日

それぞれの発送日以降に発行できます。コンビニでの発行開始は6月10日(水)を予定しています

☎市民税課 ①☎(32)6244 ②③☎(32)6253・6254 ※課税証明書の発行=窓口サービス課 ☎(32)6294

水道修理の申し込み 家屋解体時の届け出

■水道修理の申し込み

直接水道事業者または大家さんに電話・相談し、修理を依頼してください。

宅地内・建物内の水道管は建物の一部であり、市では修理をしていません



■家屋解体時の届け出

水道を利用していた家屋の解体を行う前には、別途水道設備の撤去の届け出や工事が必要です。水道設備の撤去は、市指定の給水装置工事業者に依頼してください

☎水道窓口課 ☎(32)6695 (平日昼間) ☎(32)6111(上記以外)



国民年金保険料の免除制度

☎苫小牧年金事務所 ☎(37)3500 **担当**保険年金課

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除される制度があります。申請免除(全額・一部)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例があり、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間	含まれる	含まれる	含まれる ^{*2}	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算		含まれる ^{*1}	含まれる ^{*1・2}	含まれない	

※1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります
※2 免除の減額後の保険料を納めない「未納」と同等の扱いとなります

広告